

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 規 則 知事が管理する公文書の公開に関する規則(広報文書課)  
鳥取県公文書開示審査会規則(〃)
- ◇ 選管規則 鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程
- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則
- ◇ 人委規則 鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則
- ◇ 海区漁調委告示 鳥取海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開に関する規程
- ◇ 内水面漁場管理委告示 鳥取県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程
- ◇ 企業管理規程 鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程
- ◇ 収用委規則 鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則
- ◇ 地労委告示 鳥取県地方労働委員会が管理する公文書の公開に関する規程
- ◇ 監査委員告示 鳥取県監査委員が管理する公文書の公開に関する規程

## 規 則

知事が管理する公文書の公開に関する規則をここに公布する。

昭和六十三年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第五十二号

知事が管理する公文書の公開に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、知事が管理する公文書について、鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書の記載事項等)

第二条 条例第六条第三号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 請求の理由又は利用の目的
- 二 請求者の資格
- 三 開示の方法

2 条例第六条に規定する請求書は、公文書開示請求書(様式第一号)とする。

(公文書の開示の決定等の通知)

第三条 条例第七条第二項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様

式第二号)により行うものとする。

2 条例第七条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

一 公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第三号)

二 公文書の開示をしない旨の決定 公文書非開示決定通知書(様式第四号)

三 公文書の部分開示をする旨の決定 公文書部分開示決定通知書(様式第五号)

(公文書の開示の実施等)

第四条 公文書の写しを交付する場合の交付部数は、請求があつた公文書一件につき一部とする。

2 知事は、公文書の閲覧をする者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧の中止を命ずることができる。

(運用状況の公表)

第五条 条例第十七条の規定による条例の運用状況の公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。

附 則

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。



様式第1号 (第2条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

職 氏 名 殿

鳥取県公文書公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者

郵便番号

住所

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名(連絡先(電話番号)))

公文書の件名又は内容	
請求の理由又は利用の目的	
請求者の資格	(1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
開示の方法	(1) 閲 覧      (2) 写しの交付
※受理年月日	年 月 日
※担当課(所)	
備 考	

注 ※の欄には、記入しないでください。

様式第2号 (第3条関係)

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、鳥取県公文書公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり公文書の開示をするかどうかの決定をする期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

職 氏 名 団

公文書の件名	
鳥取県公文書公開条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課 (所)	(電話 ー ー )
備 考	

様式第3号 (第3条関係)

公 文 書 開 示 決 定 通 知 書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 団

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午前 時まで
開示の場所	
担当課 (所)	(電話 ー ー )
備 考	

注 1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課 (所) に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

様式第4号 (第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をしないことに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

職 氏 名 回

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
開示しない理由	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課(所)	(電話 ー ー )
備 考	

注 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合には、開示しない期日を記入してあります。開示を希望する場合には、当該期日以後改め(教 示)て請求してください。

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して異議申立てをすることができます。

様式第5号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の部分開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

職 氏 名 回

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
開示しない部分	
開示しない理由	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午後 時まで
開示の場所	
担当課(所)	(電話 ー ー )
備 考	

注 1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課(所)に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。あらかじめ明示することができる場合には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合には、当該期日以後改め(教 示)て請求してください。

3 ※の欄には、開示しない期日を記入してあります。開示を希望する場合には、当該期日以後改め(教 示)て請求してください。

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して異議申立てをすることができます。

鳥取県公文書開示審査会規則をここに公布する。

昭和六十三年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十三号

鳥取県公文書開示審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号)第十三条第七項の規定に基づき、鳥取県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第二条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第三条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第四条 審査会の庶務は、総務部広報文書課において処理する。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程をここに公布する。

昭和六十三年八月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、鳥取県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が管理する公文書について、鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書の記載事項等)

第二条 条例第六条第三号に規定する委員会の定める事項は、次のとおり

とする。

- 一 請求の理由又は利用の目的
- 二 請求者の資格

三 開示の方法

2 条例第六条に規定する請求書は、公文書開示請求書(様式第一号)とする。

(公文書の開示の決定等の通知)

第三条 条例第七条第二項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第二号)により行うものとする。

2 条例第七条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- 一 公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第三号)
- 二 公文書の開示をしない旨の決定 公文書非開示決定通知書(様式第四号)
- 三 公文書の部分開示をする旨の決定 公文書部分開示決定通知書(様式第五号)

(公文書の開示の実施等)

第四条 公文書の写しを交付する場合の交付部数は、請求があつた公文書一件につき一部とする。

2 委員会は、公文書の閲覧をする者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧の中止を命ずることができる。

附 則

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

様式第一号(第2条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

鳥取県選挙管理委員会 殿

鳥取県公文書公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示

を請求します。

年 月 日

請求者

郵便番号  
住 所  
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)  
氏 名  
(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
連絡先(電話番号)

公文書の件名又は内容	
請求の理由又は利用の目的	
請求者の資格	(1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
開示の方法	(1) 閲 覧      (2) 写しの交付
※受理年月日	年 月 日
※事務 局	
備 考	

注 ※の欄には、記入しないでください。

様式第2号 (第3条関係)

決定期間延長通知書

第 号

股

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、鳥取県公文書公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり公文書の開示をするかどうかの決定をする期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会 印

公文書の件名	
鳥取県公文書公開条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務局	(電話) — — )
備考	

様式第3号 (第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号

股

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会 印

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午前 時まで 午後 午後
開示の場所	
事務局	(電話) — — )
備考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務局に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

様式第4号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、  
次のとおり公文書の開示をしないことに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

鳥取県選挙管理委員会 印

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
開示しない理由	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
事務局	(電話 ー ー )
備考	

注 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示する場  
合には、当該期日以後改め(教示)  
この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律  
第160号)第6条の規定により、この決定があつたことと知つた日の翌  
日から起算して60日以内に、鳥取県選挙管理委員会に対して異議申立  
てをすることができません。

様式第5号(第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、  
次のとおり公文書の部分開示をすることに決定しましたので、鳥取県公  
文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

鳥取県選挙管理委員会 印

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
開示しない部分	
開示しない理由	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
開示の日時	午前 時から 午後 時まで
開示の場所	
事務局	(電話 ー ー )
備考	

注 1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務局に連絡して  
ください。  
2 開示の当日は、この通知書を持参してください。あらかじめ明示す  
る ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあす。開示を希望す  
る場合には、当該期日以後改め(教示)  
この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律  
第160号)第6条の規定により、この決定があつたことと知つた日の翌  
日から起算して60日以内に、鳥取県選挙管理委員会に対して異議申立  
てをすることができません。



# 教育委員会規則

鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則をここに公布する。

昭和六十三年八月十一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

## 鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育委員会が管理する公文書について、鳥取県公文書公開条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書の記載事項等)

第二条 条例第六条第三号に規定する教育委員会の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 請求の理由又は利用の目的
  - 二 請求者の資格
  - 三 開示の方法
- 2 条例第六条に規定する請求書は、公文書開示請求書（様式第一号）とする。

(公文書の開示の決定等の通知)

第三条 条例第七条第二項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第二号）により行うものとする。

2 条例第七条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- 一 公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第三号）
- 二 公文書の開示をしない旨の決定 公文書非開示決定通知書（様式第四号）

三 公文書の部分開示をする旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第五号）

(公文書の開示の実施等)

第四条 公文書の写しを交付する場合の交付部数は、請求があつた公文書一件につき一部とする。

2 教育委員会は、公文書の閲覧をする者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧の中止を命ずることができる。

附 則

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

鳥取県教育委員会 殿

鳥取県公文書公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者

郵便番号  
住 所  
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業)  
所所在地  
氏 名  
(法人その他の団体にあつては、その名称及び代  
表者の氏名  
連絡先 (電話番号)

公文書の件名 又は内容	
請求の理由又は 利用の目的	
請求者の資格	(1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の 団体
開示の方法	(1) 閲 覧      (2) 写しの交付
※受理年月日	年 月 日
※担当課 (所)	
備 考	

注 ※の欄には、記入しないでください。

様式第2号 (第3条関係)

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、  
鳥取県公文書公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり公文書の  
開示をするかどうかの決定をする期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

公文書の件名	
鳥取県公文書 公開条例第7 条第1項の規定 による決定 期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定 期間	年 月 日から
延長の理由	
担当課 (所)	(電話 _____ )
備 考	

様式第3号(第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付で受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午後 時まで
開示の場所	
担当課(所)	(電話 — — )
備 考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課(所)に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

様式第4号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付で受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をしないことに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
開示しない理由	年 月 日
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課(所)	(電話 — — )
備 考	

注 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示する場合に、当該期日以後改めて請求してください。

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、決定があったことと異議申立ての日から起算して60日以内に、鳥取県教育委員会に対して異議申立てをすることができません。

様式第5号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付で受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の一部開示することに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

鳥取県教育委員会 印

公文書の件名			
開示しない部分			
開示しない理由	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当		
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日	午前 時から	午前 時まで
開示の日時	年 月 日 ( )	午後	午後
開示の場所			
担当課(所)	(電話 — — )		
備考			

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課(所)に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。あらかじめ明示することなどは、開示しない理由がなくなる期日をあらしめて希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

3 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日を記入してあります。開示を希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県教育委員会に対して異議申立てをすることができません。

人事委員会規則

鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則をここに公布する。

昭和六十三年八月十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十七号

鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則(趣旨)

第一条 この規則は、人事委員会が管理する公文書について、鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書の記載事項等)

第二条 条例第六条第三号に規定する人事委員会の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 請求の理由又は利用の目的
  - 二 請求者の資格
  - 三 開示の方法
- 2 条例第六条に規定する請求書は、公文書開示請求書(様式第一号)とする。
- (公文書の開示の決定等の通知)

第三条 条例第七条第二項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第二号)により行うものとする。

2 条例第七条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- 一 公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第三号)
- 二 公文書の開示をしない旨の決定 公文書非開示決定通知書(様式第四号)

三 公文書の部分開示をする旨の決定 公文書部分開示決定通知書(様式第五号)

(公文書の開示の実施等)

第四条 公文書の写しを交付する場合の交付部数は、請求があつた公文書一件につき一部とする。

2 人事委員会は、公文書の閲覧をする者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧の中止を命ずることができる。

附 則

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

鳥取県人事委員会 殿

鳥取県公文書公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者

郵便番号  
住所 住 居 地  
氏名 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)  
氏名 (法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
連絡先 (電話番号)

公文書の件名又は内容	
請求の理由又は利用の目的	
請求者の資格	(1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
開示の方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付
※受理年月日	年 月 日
※担当課	
備考	

注 ※の欄には、記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

決定期間延長通知書

第 号

殿

年 月 日付で受理した公文書の開示の請求については、  
鳥取県公文書公開条例第7条第2項の規定により、次のおり公文書の  
開示をどうかの決定をする期間を延長しましたので通知します。

鳥取県人事委員会 回

公文書の件名	
鳥取県公文書公開条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	(電話 ー ー )
備考	

様式第3号(第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付で受理した公文書の開示の請求については、  
次のおり公文書の開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書  
公開条例第7条第3項の規定により通知します。

鳥取県人事委員会 回

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午後 時まで
開示の場所	
担当課	(電話 ー ー )
備考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

様式第4号 (第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をしないことに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県人事委員会 回

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
開示しない理由	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課	(電話 ー ー )
備考	

注 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示する場  
 合には、当該期日以後改め(教示)  
 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律  
 第160号)第6条の規定により、この決定があつたことを知つた日のす  
 日から起算して60日以内に、鳥取県人事委員会に対して異議申立  
 ることができます。

様式第5号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の部分開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県人事委員会 回

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
開示しない部分	
開示しない理由	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
開示の日時	午前 時から 午前 時まで
開示の場所	
担当課	(電話 ー ー )
備考	

注 1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡して  
 ください。  
 2 開示の当日は、この通知書持参してください。あらかじめ明示す  
 ることのできる場合には、開示しない理由を記入してあります。開示を希望す  
 る場合には、当該期日以後改め(教示)  
 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律  
 第160号)第6条の規定により、この決定があつたことを知つた日のす  
 日から起算して60日以内に、鳥取県人事委員会に対して異議申立  
 ることができます。

### 海区漁業調整委員会告示

#### 鳥取海区漁業調整委員会告示第四号

鳥取海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開に関する規程を次のように定める。

昭和六十三年八月十一日

鳥取海区漁業調整委員会会長 兜 金 幸 男

鳥取海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、鳥取海区漁業調整委員会が管理する公文書について、鳥取県公文書公開条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書の記載事項等)

第二条 条例第六条第三号に規定する鳥取海区漁業調整委員会の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 請求の理由又は利用の目的
- 二 請求者の資格
- 三 開示の方法

2 条例第六条に規定する請求書は、公文書開示請求書（様式第一号）とする。

(公文書の開示の決定等の通知)

第三条 条例第七条第二項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第二号）により行うものとする。

2 条例第七条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- 一 公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第三号）
- 二 公文書の開示をしない旨の決定 公文書非開示決定通知書（様式第四号）
- 三 公文書の部分開示をする旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第五号）

(公文書の開示の実施等)

第四条 公文書の写しを交付する場合の交付部数は、請求があつた公文書一件につき一部とする。

2 鳥取海区漁業調整委員会は、公文書の閲覧をする者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧の中止を命ずることができる。

附 則

この規程は、昭和六十三年十月一日から施行する。



様式第1号 (第2条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

鳥取海区漁業調整委員会 殿

鳥取県公文書公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者

郵便番号  
住所  
法人その他の団体にあつては、事務所又は事業  
所  
の所在地  
氏名  
(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
連絡先 (電話番号)

公文書の件名又は内容	
請求の理由又は利用の目的	
請求者の資格	(1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
開示の方法	(1) 閲 覧 (2) 写しの交付
※受理年月日	年 月 日
※事務局	
備 考	

注 ※の欄には、記入しないでください。

様式第2号 (第3条関係)

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、鳥取県公文書公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり公文書の開示をどうかの決定をする期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会 回

公文書の件名	
鳥取県公文書公開条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務局	(電話) — — — )
備 考	

様式第3号(第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のおり公文書の開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会 印

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午後 時まで
開示の場所	
事務局	(電話) — — — )
備考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務局に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

様式第4号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のおり公文書の開示をしないことに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会 印

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
開示しない理由	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
事務局	(電話) — — — )
備考	

注 ※の欄には、開示しない理由がある期日をあらかじめ明示する場  
 ことができ、場合にその期日を記入してください。開示を希望する場  
 合には、当該期日以後改め(教 示)  
 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律  
 第160号)第6条の規定により、この決定があつたことと日との翌  
 日から起算して60日以内、鳥取海区漁業調整委員会に対して異議申立  
 てをすることができません。

様式第5号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書 第 号

年 月 日付で受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の一部を開示することに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。  
年 月 日  
鳥取海区漁業調整委員会 印

公文書の件名	
開示しない部分	
開示しない理由	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午後 時まで
開示の場所	
事務局	(電話 ー ー )
備考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務局に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。あらかじめ明示する開示の欄には、開示しない理由がなくなる期日を記入してあります。開示を希望することができる場合には、当該期日(教示)以後改めて請求してください。

3 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、鳥取海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることできます。

### 内水面漁場管理委員会告示

#### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号

鳥取県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程を次のように定める。

昭和六十三年八月十一日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

鳥取県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程(趣旨)

第一条 この規程は、内水面漁場管理委員会が管理する公文書について、鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(公文書開示請求書の記載事項等)

第二条 条例第六条第三号に規定する内水面漁場管理委員会の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 請求の理由又は利用の目的
  - 二 請求者の資格
  - 三 開示の方法
- 2 条例第六条に規定する請求書は、公文書開示請求書(様式第一号)とする。

(公文書の開示の決定等の通知)

第三条 条例第七条第二項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第二号)により行うものとする。

2 条例第七条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- 一 公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第三号)
- 二 公文書の開示をしない旨の決定 公文書非開示決定通知書(様式第四号)
- 三 公文書の部分開示をする旨の決定 公文書部分開示決定通知書(様式第五号)

(公文書の開示の実施等)

第四条 公文書の写しを交付する場合の交付部数は、請求があつた公文書一件につき一部とする。

2 内水面漁場管理委員会は、公文書の閲覧をする者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧の中止を命ずることができる。

附 則

この規程は、昭和六十三年十月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

鳥取県内水面漁場管理委員会 殿

鳥取県公文書公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者

郵便番号  
住所  
法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所(所在地)  
氏名  
(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
連絡先(電話番号)

公文書の件名又は内容	
請求の理由又は利用の目的	
請求者の資格	(1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
開示の方法	(1) 閲 覧 (2) 写しの交付
※受理年月日	年 月 日
※事務局	
備 考	

注 ※の欄には、記入しないでください。

様式第2号 (第3条関係)

決定期間延長通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、鳥取県公文書公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり公文書の開示をするかどうかの決定をする期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会 印

公文書の件名	
鳥取県公文書公開条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務局	(電話 ー ー )
備考	

様式第3号 (第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会 印

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午前 時まで 午後 時から 午後 時まで
開示の場所	
事務局	(電話 ー ー )
備考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務局に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

様式第4号 (第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

股

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をしないことに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

鳥取県内水面漁場管理委員会 印

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
開示しない理由	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
事務局	(電話 ー ー )
備考	

注 ※の欄には、開示しない理由がなくならない期日をあらかじめ明示することができる場合、開示しない期日を記入していただきます。開示を希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、鳥取県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

様式第5号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

股

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の部分開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

鳥取県内水面漁場管理委員会 印

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
開示しない部分	
開示しない理由	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
開示の日時	午前 時から 午前 時まで 午後 時から 午後 時まで
開示の場所	
事務局	(電話 ー ー )
備考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務局に連絡してください。

2 開示の欄には、この通知書を持参していただく期日をあらかじめ明示することができる場合、開示しない期日を記入していただきます。開示を希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、鳥取県内水面漁場管理委員会に対して異議申立てをすることができます。

# 企業管理規程

鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程をここに公布する。

昭和六十三年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県企業管理規程第六号

鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程

(趣旨)

第一条 この企業管理規程は、管理者の権限を行う知事が管理する公文書について、鳥取県公文書公開条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書の記載事項等)

第二条 条例第六条第三号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 請求の理由又は利用の目的
  - 二 請求者の資格
  - 三 開示の方法
- 2 条例第六条に規定する請求書は、公文書開示請求書（様式第一号）とする。

(公文書の開示の決定等の通知)

第三条 条例第七条第二項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第二号）により行うものとする。

2 条例第七条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- 一 公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第三号）
- 二 公文書を開示しない旨の決定 公文書非開示決定通知書（様式第四号）

三 公文書の部分開示をする旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第五号）

(公文書の開示の実施等)

第四条 公文書の写しを交付する場合の交付部数は、請求があつた公文書一件につき一部とする。

2 知事は、公文書の閲覧をする者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧の中止を命ずることができる。

附 則

この企業管理規程は、昭和六十三年十月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

職 氏 名 殿

鳥取県公文書公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者

郵便番号  
住所  
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)  
氏 名  
(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
連絡先 (電話番号)

公文書の件名又は内容	
請求の理由又は利用の目的	
請求者の資格	(1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
開示の方法	(1) 閲 覧 (2) 写しの交付
※受理年月日	年 月 日
※担当課 (所)	
備 考	

注 ※の欄には、記入しないでください。

様式第2号 (第3条関係)

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、鳥取県公文書公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり公文書の開示をするかどうかの決定をする期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

職 氏 名 関

公文書の件名	
鳥取県公文書公開条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課 (所)	(電話 — — )
備 考	



様式第3号 (第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午後 時まで
開示の場所	
担当課 (所)	(電話 ー ー )
備 考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課 (所) に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

様式第4号 (第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をしないことに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
開示しない理由	年 月 日
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課 (所)	(電話 ー ー )
備 考	

注 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記入していただきます。開示を希望する場合には、当該期日以後改め(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことと同日の日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して異議申立てをすることができます。

様式第5号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書 第 号

年 月 日付で受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書部分開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。  
年 月 日

職 氏 名 印

公文書の件名		
開示しない部分		
開示しない理由	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日	
開示の日時	年 月 日 ( )	午前 時から 午前 時まで 午後 時から 午後 時まで
開示の場所		
担当課 (所)	(電話 ー ー )	
備 考		

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課 (所) に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。あらかじめ開示することができる場合は、開示にその期日を記入してあります。開示を希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

(教 示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第6条の規定により、この決定があったこととなった日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して異議申立てをすることができます。

収用委員会告示

鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則をここに公布する。

昭和六十三年八月十一日

鳥取県収用委員会会長 山 樹 博

鳥取県収用委員会規則第一号

鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、収用委員会が管理する公文書について、鳥取県公文書公開条例 (昭和六十三年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書の記載事項等)

第二条 条例第六条第三号に規定する収用委員会の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 請求の理由又は利用の目的
  - 二 請求者の資格
  - 三 開示の方法
- 2 条例第六条に規定する請求書は、公文書開示請求書 (様式第一号) とする。
- (公文書の開示の決定等の通知)

第三条 条例第七条第二項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第二号)により行うものとする。

2 条例第七条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- 一 公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第三号)
- 二 公文書の開示をしない旨の決定 公文書非開示決定通知書(様式第四号)

三 公文書の部分開示をする旨の決定 公文書部分開示決定通知書(様式第五号)

(公文書の開示の実施等)

第四条 公文書の写しを交付する場合の交付部数は、請求があつた公文書一件につき一部とする。

2 収用委員会は、公文書の閲覧をする者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧の中止を命ずることができる。

附 則

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

鳥取県収用委員会 殿

鳥取県公文書公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者

郵便番号  
住 所  
氏 名  
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)  
(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
連絡先(電話番号)

公文書の件名又は内容	
請求の理由又は利用の目的	
請求者の資格	(1) 県の区域内に住居を有する者 (2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
開示の方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付
※受理年月日	年 月 日
※事務局備考	

注 ※の欄には、記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

決定期間延長通知書  
第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、  
鳥取県公文書公開条例第7条第2項の規定により、次のおり公文書の  
開示をするかどうかの決定をする期間を延長しましたので通知します。  
年 月 日

鳥取県収用委員会 印

公文書の件名	
鳥取県公文書公開条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務局	(電話 ー ー )
備考	

様式第3号(第3条関係)

公文書開示決定通知書  
第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、  
次のおり公文書の開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書  
公開条例第7条第3項の規定により通知します。  
年 月 日

鳥取県収用委員会 印

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午前 時まで 午後 午後
開示の場所	
事務局	(電話 ー ー )
備考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務局に連絡してくだ  
さい。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

様式第4号 (第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をしないことに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県収用委員会 印

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当	
開示しない理由		
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日	
事務局	(電話 ー ー )	
備考		

注 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示する場  
 合には、当該期日以後改め(教示)  
 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律  
 第160号)第6条の規定により、この決定があつたことと異議申立  
 る日から起算して60日以内に、鳥取県収用委員会に対して異議申立  
 ることができます。

様式第5号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の部分開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県収用委員会 印

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当	
開示しない部分		
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午後 時まで	
開示の場所		
事務局	(電話 ー ー )	
備考		

注 1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ事務局に連絡してく  
 ださい。  
 2 開示の当日は、この通知書を持参してください。  
 3 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示す  
 る場合には、当該期日以後改め(教示)  
 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律  
 第160号)第6条の規定により、この決定があつたことと異議申立  
 る日から起算して60日以内に、鳥取県収用委員会に対して異議申立  
 ることができます。

### 地方労働委員会告示

#### 鳥取県地方労働委員会告示第二号

鳥取県地方労働委員会が管理する公文書の公開に関する規程を次のとおり定める。

昭和六十三年八月十一日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

鳥取県地方労働委員会が管理する公文書の公開に関する規程  
(趣旨)

第一条 この規程は、地方労働委員会が管理する公文書について、鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書の記載事項等)

第二条 条例第六号第三号に規定する地方労働委員会の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 請求の理由又は利用の目的
- 二 請求者の資格
- 三 開示の方法

2 条例第六号に規定する請求書は、公文書開示請求書(様式第一号)とする。

(公文書の開示の決定等の通知)

第三条 条例第七号第二項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第二号)により行うものとする。

2 条例第七号第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- 一 公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第三号)
- 二 公文書の開示をしない旨の決定 公文書非開示決定通知書(様式第四号)
- 三 公文書の部分開示をする旨の決定 公文書部分開示決定通知書(様式第五号)

(公文書の開示の実施等)

第四条 公文書の写しを交付する場合の交付部数は、請求があつた公文書一件につき一部とする。

2 地方労働委員会は、公文書の閲覧をする者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧の中止を命ずることができる。

附 則

この規程は、昭和六十三年十月一日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

公文書開示請求書

鳥取県地方労働委員会 殿

鳥取県公文書公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示

を請求します。

年 月 日

請求者

郵便番号  
住所  
（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）  
氏名  
（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）  
連絡先（電話番号）

公文書の件名又は内容	
請求の理由又は利用の目的	
請求者の資格	(1) 県の区域内に住所を有する者 (2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
開示の方法	(1) 閲覧 (2) 写しの交付
※受理年月日	年 月 日
※担当課	
備 考	

注 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

決定期間延長通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、

年 月 日

鳥取県公文書公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり公文書の開示をするかどうかの決定をする期間を延長しましたので通知します。

鳥取県地方労働委員会 印

公文書の件名	
鳥取県公文書公開条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	(電話 ー ー ー )
備 考	

様式第3号(第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県地方労働委員会 印

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午前 時まで 午後 午後
開示の場所	
担当課	(電話 ー ー )
備考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

様式第4号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をしないことに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県地方労働委員会 印

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
開示しない理由	
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課	(電話 ー ー )
備考	

注 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示する場  
合に、場合にその期日を記入してください。開示を希望する場  
合には、当該期日以後改め(敬 示)  
この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律  
第160号)第6条の規定により、この決定があったことに基づき、日  
から起算して60日以内に、鳥取県地方労働委員会に対して異議申立  
をすることができません。



様式第5号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書 第 号

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の部分開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

鳥取県地方労働委員会 印

公文書の件名	
開示しない部分	
開示しない理由	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午後 時まで
開示の場所	
担当課	(電話 ー ー )
備考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。あらかじめ明示することを希望する場合は、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる。当該期日以後改めて請求してください。

3 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和87年法律第160号)第6条の規定により、鳥取県地方労働委員会に対して異議申立ての日から起算して60日以内に行うことができます。

### 監 査 告 示

#### 鳥取県監査委員告示第一号

鳥取県監査委員が管理する公文書の公開に関する規程を次のように定める。

昭和六十三年八月十一日

- 鳥取県監査委員 森 本 節 男
- 鳥取県監査委員 松 下 陽 吉
- 鳥取県監査委員 奥 山 善 雄
- 鳥取県監査委員 玉 木 久 夫

#### 鳥取県監査委員が管理する公文書の公開に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、監査委員が管理する公文書について、鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書の記載事項等)

第二条 条例第六条第三号に規定する監査委員の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 請求の理由又は利用の目的
- 二 請求者の資格
- 三 開示の方法



様式第2号 (第3条関係)

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、  
鳥取県公文書公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり公文書の  
開示をどうかの決定をする期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

鳥取県監査委員 回

公文書の件名	
鳥取県公文書公開条例第7条第1項の規定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担 当 課	(電話 ー ー )
備 考	

様式第3号 (第3条関係)

公 文 書 開 示 決 定 通 知 書

第 号

殿

年 月 日付けで受理した公文書の開示の請求については、  
次のとおり公文書の開示をすることに決定しましたので、鳥取県公文書  
公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

鳥取県監査委員 回

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時から 午後 時まで
開示の場所	
担 当 課	(電話 ー ー )
備 考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

様式第4号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

股

年 月 日付で受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の開示をしないことに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

鳥取県監査委員 回

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当		
開示しない理由			
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日		
担当課	(電話 ー ー )		
備考			

注 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をおらかじめ明示する場  
 合に、当該期日以後改めて請求してください。  
 (教 示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、鳥取県監査委員に対して異議申立てをすることができません。

様式第5号(第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

股

年 月 日付で受理した公文書の開示の請求については、次のとおり公文書の部分開示することに決定しましたので、鳥取県公文書公開条例第7条第3項の規定により通知します。

鳥取県監査委員 回

公文書の件名	鳥取県公文書公開条例第9条第 号に該当		
開示しない部分			
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日		
開示の日時	年 月 日 ( )	午前 時から	午後 時まで
開示の場所			
担当課	(電話 ー ー )		
備考			

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡して  
 ください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

3 ※の欄には、開示しない理由がなくなる期日をおらかじめ明示する  
 場合、当該期日以後改めて請求してください。  
 (教 示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、鳥取県監査委員に対して異議申立てをすることができません。